解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年一月八日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

秋田県由利本荘市尾崎一七番地

由利本荘市土地開発公社

代表清算人　石川　裕

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年十二月十二日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

茨城県稲敷郡河内町源清田一一八三番地

河内町土地開発公社

代表清算人　雑賀　正光

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年十二月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

東京都台東区蔵前四丁目一八番一号

東京皮革産業厚生年金基金

代表清算人　吉田蒼生雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

愛知県知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ二八番地の一　農事組合法人アグリス東栄

清算人　今津　昭

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年七月二十四日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

佐賀県武雄市北方町大字志久一五五七番地

清算法人橋下土地改良区

代表清算人　伊東　孝治

公益信託熊日文化スポーツ基金第二十二期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成

助成金・奨励金　一六件　二二〇万円

二、財産目録　平成二十六年十月三十一日現在

資産合計　一〇五、一一四、三三五円

負債合計　〇円

正味信託財産　一〇五、一一四、三三五円

平成二十七年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市堂前町一七番地、最後の住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三番地の四九五

被相続人　亡　下河辺滋行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

茨城県古河市横山町三丁目五四五六番地、最後の住所茨城県古河市宮前町二番三九号

被相続人　亡　蒲生　利晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号

相続財産管理人　唐津　悠輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市芝園町三番、最後の住所千葉県千葉市花見川区花園二丁目一四番二八号検見川コーポラス六〇一号

被相続人　亡　**花**田　光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区中央本町四丁目一七五八番地、最後の住所千葉県流山市南流山六丁目五番地の三　ハイツ寅ノ起一〇一

被相続人　亡　吉田　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル七階　ユーカリ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秦　英準

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区沖田町三一二番地、最後の住所愛知県海部郡七宝町大字川部字佛供田三六番地　被相続人　亡　坂井　**茂**夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十八日

名古屋市中区正木四丁目八番一三号金山フクマルビル弁護士法人名古屋南部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡村　晴美

第27期決算公告

平成27年1月27日　千葉県木更津市羽鳥野六丁目21番地4

日本賃貸保証株式会社

代表取締役社長　井坂　泰志

貸借対照表の要旨

（平成26年10月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,613	流動負債	2,741
固定資産	2,721	保証実行引当金	1,165
有形固定資産	2,308	収納代行引当金	69
無形固定資産	129	その他	1,507
投資その他の資産	283	固定負債	1,486
		負債合計	**4,228**
		株主資本	3,105
		資本金	795
		資本剰余金	445
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	400
		利益剰余金	2,095
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	2,082
		自己株式	△ 229
		純資産合計	**3,105**
資産合計	**7,334**	**負債・純資産合計**	**7,334**

損益計算書の要旨

（自　平成25年11月1日　至　平成26年10月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,589	経常利益	969
売上原価	2,514	税引前当期純利益	969
売上総利益	5,074	法人税、住民税及び事業税	464
販売費及び一般管理費	4,136	法人税等調整額	△ 26
営業利益	938	当期純利益	532
営業外収益	73		
営業外費用	41		